

学校体育館へのエアコン設置補助制度の拡充を求める意見書

昨年の記録的な猛暑を踏まえ、熱中症から子どもを守るとともに、災害時に避難所となる学校体育館へのエアコン設置を早急に進めるため、東京都は昨年12月に補正予算を組み、今年1月に「東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業実施要綱」を策定した。

要綱では、都が「国の単価に係る部分までの6分の1以内、都の上限単価に係る部分までの2分の1以内を補助する」「2019年6月末までに整備計画を策定・提出した場合は、国の補助額を超過した、都の上限額までの3分の2以内を補助する」「リースによる整備には、都の上限額までの2分の1以内を補助する」ことなどを定めており、各自治体での学校体育館へのエアコン設置を推進させる都独自の補助事業として大変に評価できるものである。

しかしながら、全校設置に踏み出す自治体がある一方で、財政状況によって全校設置にはとても踏み切れず、まずは1校に設置し、費用対効果を検証したうえで、その後を検討するとの自治体もある。その結果、自治体により、全校設置までに長期間必要な場合があり得る。

そのため、補助率の上乗せが2019年6月までに整備計画を提出したものとなっていることや、補助制度の期間が限定されていること、リースでの整備は国の補助対象になっていないこと、また、ランニングコストへの補助が整備されていないことなどについて、さらなる改善が求められている。

よって、羽村市議会は、国および東京都に対し以下の事項を要望するものである。

- 1 東京都の公立小・中学校体育館へのエアコン設置補助制度における3分の2補助などの措置について、2019年6月末までの整備計画の策定・提出に限らず継続して実施すること。
- 2 東京都独自の補助制度を3年間に限らず実施すること。
- 3 電源設備および電気代などのランニングコストへの補助を行うこと。
- 4 リースでの整備についても国の補助制度の対象とすること。また国に対し、東京都として要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日

羽村市議会議長 橋本弘山

内閣総理大臣
財務大臣
厚生労働大臣
文部科学大臣
総務大臣
東京都知事